平成 30 年度 成年後見制度に関する実態把握調査結果

平成 30 年 8 月





≪ もくじ≫

>	調査の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
>	平成 30 年度新潟県における成年後見事件に関する実態把握調査の結果・・・・・
>	平成30年度成年後見制度利用支援事業等に関する実態把握調査の結果・・・18
>	平成 30 年度社協における法人後見事業等に関する実態把握調査の結果・・・・ 29

調査の概要

1 目 的

県内における成年後見制度の取組み状況の把握

2 実施主体

社会福祉法人新潟県社会福祉協議会

3 調査の種類、目的、対象等

(1)平成30年度新潟県における成年後見事件に関する実態把握調査

目 的	新潟家庭裁判所において取り扱う成年後見事件の状況把握						
対 象	対 象 新潟家庭裁判所(1か所)						
実施方法	郵送による依頼とファクスによる回収						
発送数	1						
回収数	1						

(2)平成30年度成年後見制度利用支援事業等に関する実態把握調査

目 的	新潟県内における成年後見制度利用支援事業等の実施状況の把握
対 象	新潟県内の市町村行政(30 市町村)
実施方法	メールによる依頼及び回収
発送数	30
回収数	30

(3)平成30年度社協における法人後見事業等に関する実態把握調査

目	的	新潟県内の市町村社会福祉協議会における法人後見事業等への取							
		組み状況の把握							
対	対 象 新潟県内の市町村社会福祉協議会(30 社協)								
実施方法		郵送による依頼及びファクス等による回収							
発送数		30							
回収数		30							

4 調査期間

平成 30 年 5 月 16 日~6 月 15 日

5 調査結果の概要

●平成30年度新潟県における成年後見事件に関する実態把握調査の結果について

- ➤ 平成29年の成年後見関係事件(後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件)の申立件数は786件(前年比6件増)。
- ➤ 平成 29 年の市町村長申立件数は 111 件^{※1}(前年比 2 件増)。
- ➤ 平成 29 年の成年後見人等と本人との関係別選任件数は、親族後見人**2選任件数が 186件(前年比 31 件減)、第三者後見人**3選任件数が 625 件(前年比 8 件増)となり、平成 25 年以降、第三者後見人の選任件数が親族後見人の選任件数を上回っており、その件数 の差は年々開いている。
- ➤ 平成 30 年 5 月 31 日時点の成年後見制度利用者数は 4,282 人(前年比 285 人増)で、 本調査開始(平成 26 年)以降、年々増加している。

❷平成30年度成年後見制度利用支援事業等に関する実態把握調査の結果について

- > 29 の市町村において成年後見制度利用支援事業「申立てに要する経費の助成」を実施しており、また、全ての市町村において成年後見制度利用支援事業「後見人等への報酬助成」を実施している。「申立てに要する経費の助成」については 12 市町村が、「後見人等への報酬の助成」については 6 市町村が助成対象者を「市町村長申立」に限定している。
- ➤ 成年後見制度利用支援事業の「申立てに要する経費の助成」について、県内全体で 11,623 千円の予算額に対して 1,320 千円の執行額となっており、「後見人等への報酬の助成」については県内全体で108,550 千円の予算額に対し、89,521 千円の執行額となっている。
- ▶ 市町村長申立について、平成29年度において22市町村で合計123件*1の申立てがあった一方で、8市町村では市町村長申立の実績がなかった。また、申立てにあたって実施する親族調査の範囲について、26市町村が「2親等まで」としている一方で、4市町村が「4親等まで」としている。
- ➤ 平成 30 年度に「市民後見推進に関する事業」は 9 市町村が実施、「成年後見制度法人後 見支援事業」は 16 市町村が実施する。
- ➤ 県内において市民後見人養成研修を修了した人数は 5 市町村で合計 278 人。そのうち、「現在、市民後見人として家庭裁判所から選任されて活動している人」が 1 市町村で 16 人、「現在、法人後見実施団体の嘱託職員等(法人後見支援員)として活動している人」が 3 市町村で 76 人となっている。

❸平成30年度社協における法人後見事業等に関する実態把握調査の結果について

➤ 法人後見事業を実施している 13 社協(前年比 2 社協増)で、これまでに合計 164 件(前年 比 35 件増)の受任実績があり、そのうち 31 件は既に終了しているため、現在は 133 件(前 年比 24 件増)を受任している。

- ➤ 法人後見事業について検討中または未実施の 17 社協のうち、「法人後見実施の認可待ち」が 3 社協、「法人後見実施の認可申請準備中」が 1 社協、「検討中」が 2 社協、「検討していない(当分の間、実施する予定はない)」が 11 社協となっている。「検討中」の 2 社協においては、検討時期は未定と回答。
- ※1:「平成30年度新潟県における成年後見事件に関する実態把握調査の結果」と「平成30年度成年後見制度利用支援事業等に関する実態把握調査の結果」における市町村長申立件数に相違があるのは、新潟家庭裁判所では集計が暦年であるのに対し、市町村での集計が年度となっているため。
- ※2:「親族後見人」とは、親族(配偶者·子·兄弟姉妹等)で本人の成年後見人等に選任された者の総称。
- ※3:「第三者後見人」とは、親族以外(弁護士・司法書士・社会福祉士・社会福祉協議会等) で本人の成年後見人等に選任された者の総称。

平成30年度 新潟県における成年後見事件に関する実態把握調査の結果

【調査概要】

<u>I H M X I</u>	
目的	新潟家庭裁判所において扱う成年後見事件の状況把握
対 象	新潟家庭裁判所 (新潟家庭裁判所本庁、三条支部、新発田支部、長岡支部、高田支部、佐渡支部、 十日町出張所)
調査時期	平成30年5月16日から6月15日
調査方法	郵便による依頼とファクスによる回収
発送数	1
回収数	1

[※] 本年度以前の数値は過去に本会が実施した調査結果を引用。

【定 義】

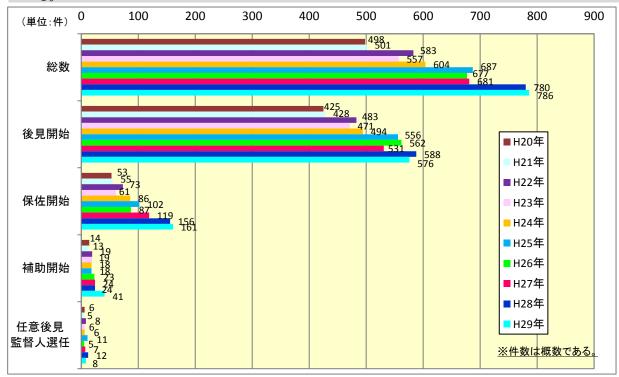
成年後見人等	成年後見人、任意後見人、保佐人、補助人の総称
成年被後見人等	成年被後見人、任意被後見人、被保佐人、被補助人の総称
	親族(配偶者、親、子、兄弟姉妹、その他親族)で本人の成年後見人等に選任された者の総称
第三者後見人	親族以外(弁護士、司法書士、社会福祉士、その他)で本人の成年後見人等に選任された者の総称

【新潟家庭裁判所支部別の管轄市町村】

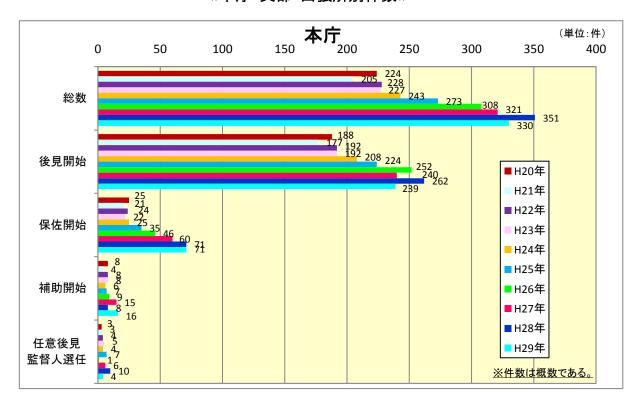
	新潟市、燕市(旧吉田町)、五泉市、阿賀町、弥彦村
三条支部	三条市、加茂市、燕市(旧燕市、旧分水町)、田上町
新発田支部	新発田市、村上市、阿賀野市、胎内市、聖籠町、関川村、粟島浦村
長岡支部	長岡市、柏崎市、小千谷市、見附市、魚沼市、南魚沼市、出雲崎町、湯沢町、刈羽村
高田支部	上越市、糸魚川市、妙高市、十日町市(旧松代町、旧松之山町)
佐渡支部	佐渡市
十日町出張所	十日町市(旧十日町市、旧川西町、旧中里村)、津南町

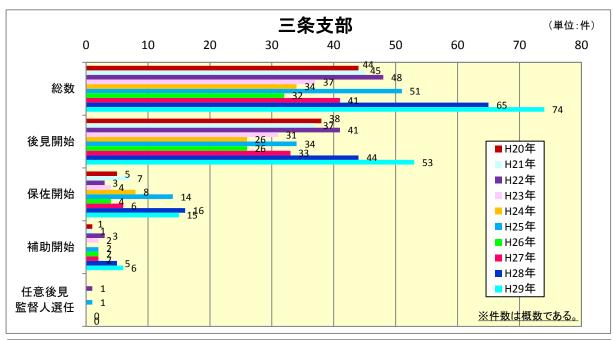
1 成年後見関係事件の申立件数の推移

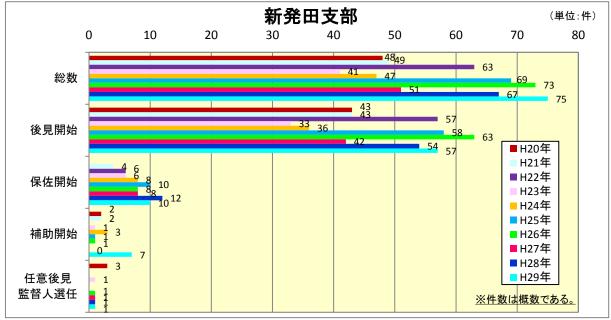
- ※ ここで言う「成年後見関係事件」とは、後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任 事件のこと。
- ➤ 平成29年の成年後見関係事件の申立件数は786件で、前年に比べて6件増加した。(後見開始では前年比12件の減、保佐開始では前年比5件の増、補助開始では前年比17件の増、任意後見監督人選任では前年比4件の減。)
- ➤ 平成29年の成年後見関係事件の申立件数を本庁・支部・出張所別にみると、本庁管内で330件 (前年比21件減)と一番多く、次いで長岡支部管内で162件(前年比7件減)、高田支部管内で93 件(前年比8件増)、新発田支部管内で75件(前年比8件増)、三条支部管内で74件(前年比9件 増)、佐渡支部管内で33件(前年比5件増)、十日町出張所管内で19件(前年比4件増)となっている。

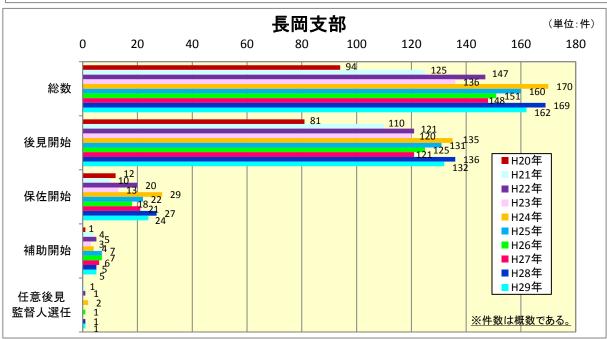


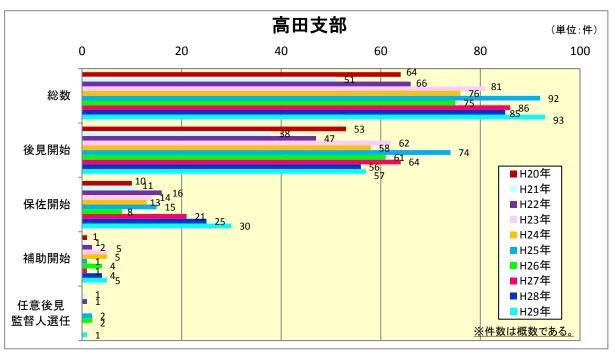
≪本庁·支部·出張所別件数≫

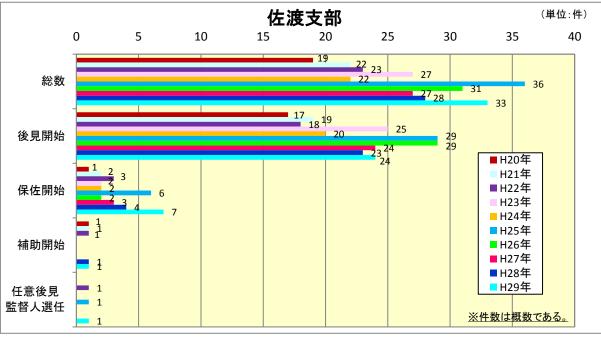


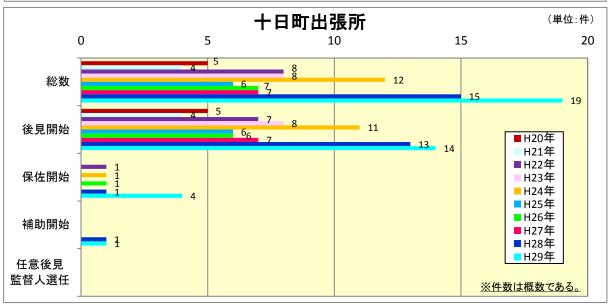






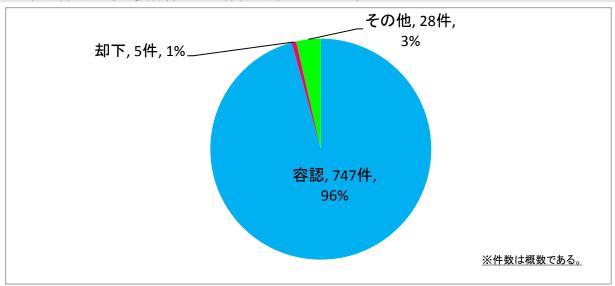






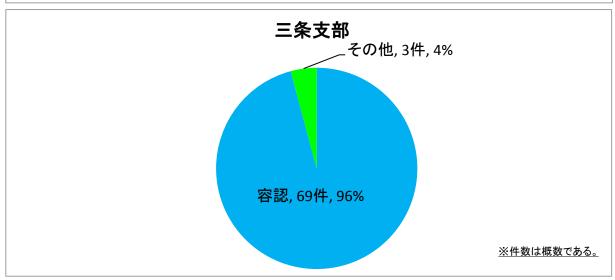
2 平成29年における終局区分別件数

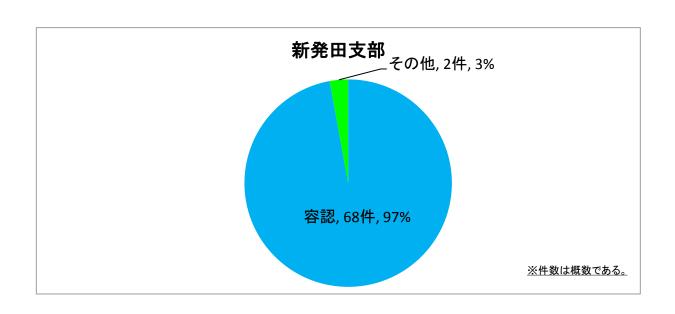
- ▶ 成年後見関係事件の終局事件合計780件のうち、「容認」で終局したものは747件(96%)である。
- ➤ 成年後見関係事件の終局事件のうち、「容認」で終局した件数を本庁・支部・出張所別にみると、本庁管内で325件(96%)と一番多く、次いで長岡支部管内で153件(95%)、高田支部管内で84件(94%)、新発田支部管内で68件(97%)、三条支部管内で69件(96%)、佐渡支部管内で33件(97%)、十日町出張所管内で15件(100%)となっている。

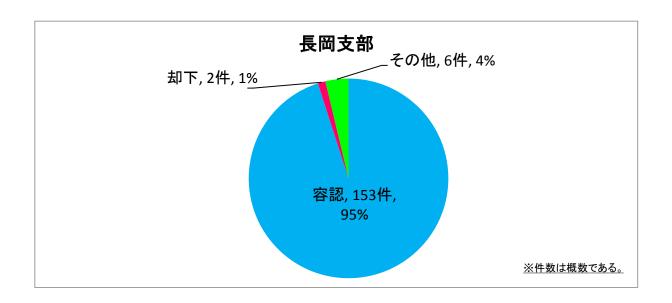


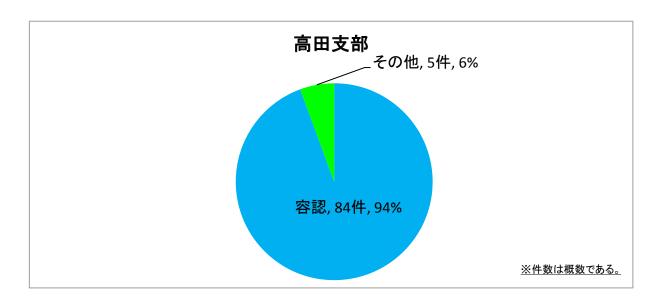
≪本庁·支部·出張所別件数≫

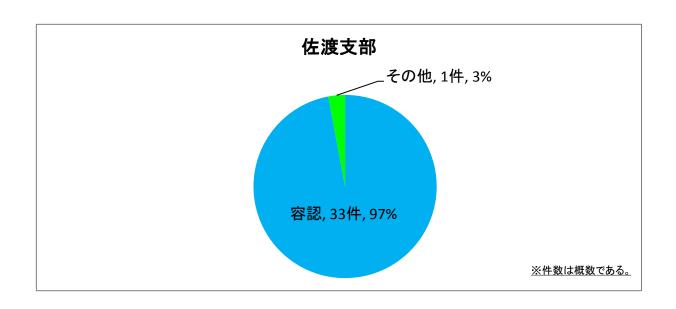


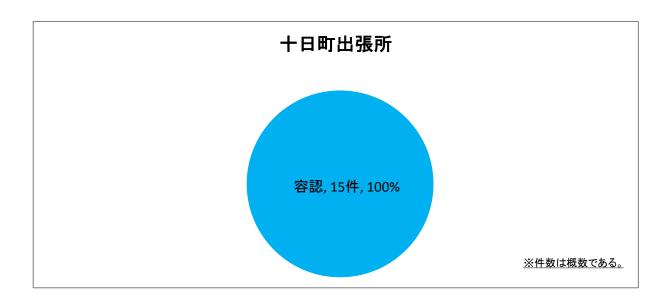






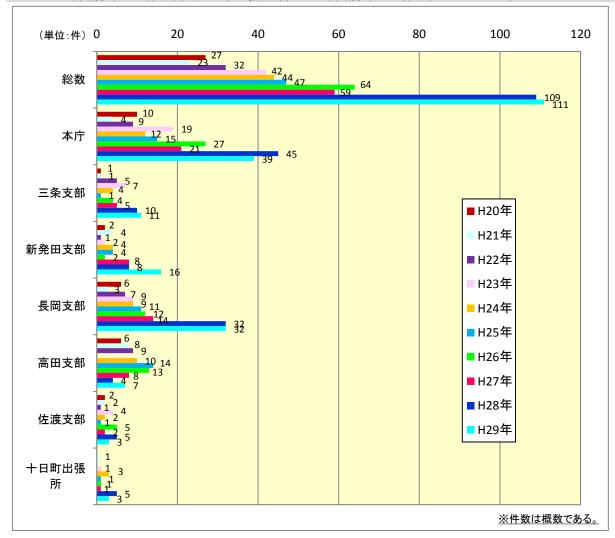






3 市町村長申立件数の推移

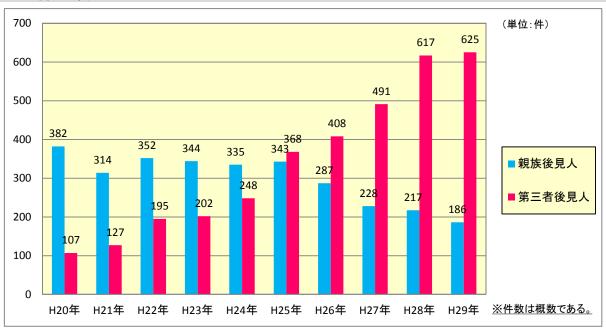
- ➤ 平成29年の市町村長申立件数は111件で、前年と比べて2件増加した。
- → 平成29年の市町村長申立件数を本庁・支部・出張所別にみると、本庁管内で39件(前年比6件減)と一番多く、次いで長岡支部管内で32件(前年比増減無)、新発田支部管内で16件(前年比8件増)、三条支部管内で11件(前年比1件増)、高田支部管内で7件(前年比3件増)、佐渡支部管内で3件(前年比2件減)となっている。



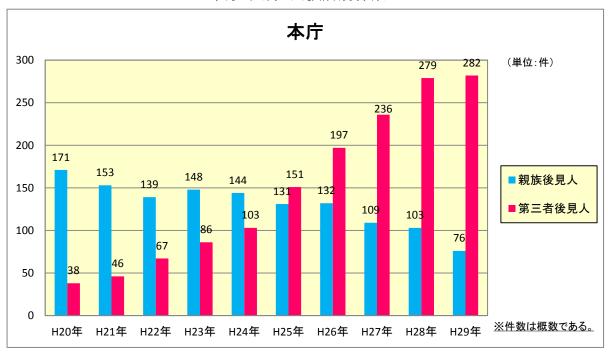
4 成年後見人等と本人との関係別件数の推移

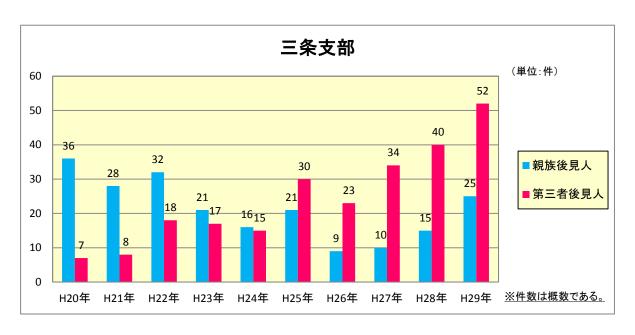
- ➤ 平成29年の成年後見人等の選任件数は811件で、そのうち、親族後見人選任件数は186件(前年比31件減)と全体の約23%、第三者後見人選任件数は625件(前年比8件増)と全体の約77%となり、平成25年以降、第三者後見人選任件数が親族後見人選任件数を上回っている。
- ➤ 平成29年の成年後見人等と本人との関係別件数を本庁・支部・出張所別にみると、本庁管内 【親族後見人:76件/<u>第三者後見人:282件</u>】、三条支部管内【親族後見人:25件/<u>第三者後見</u> 人:52件】、新発田支部管内【親族後見人:22件/<u>第三者後見人:49件</u>】、長岡支部管内【親族後 見人:32件/<u>第三者後見人:136件</u>】、高田支部管内【親族後見人:19件/<u>第三者後見人:67</u> 件】、佐渡支部管内【親族後見人:8件/<u>第三者後見人:27件</u>】、十日町出張所管内【親族後見人:4件/<u>第三者後見人:12件</u>】と、本庁・支部・出張所の全てにおいて、第三者後見人の選任件 数が親族後見人の選任数を上回った。

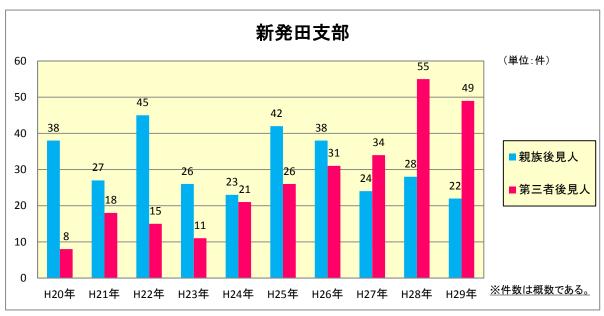
(※本庁・支部・出張所ごとに親族後見人と第三者後見人の選任件数を比較して多い方に<u>下線</u>を引いた。)

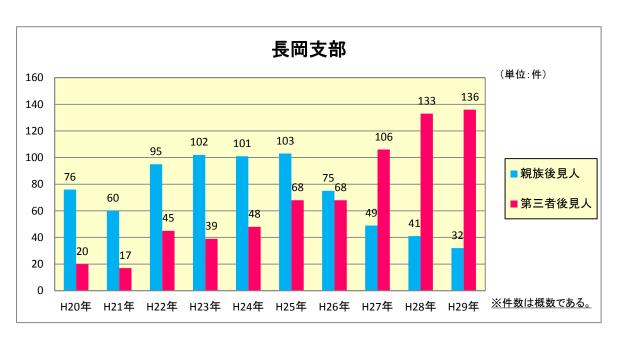


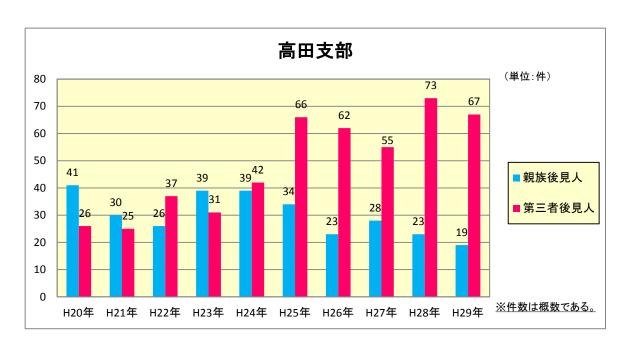
≪本庁·支部·出張所別件数≫

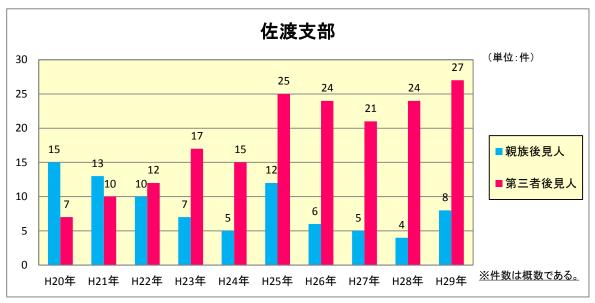


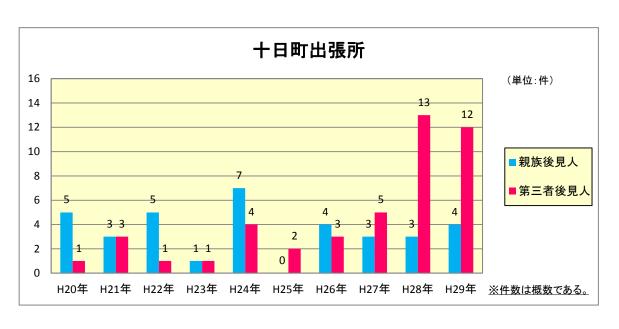






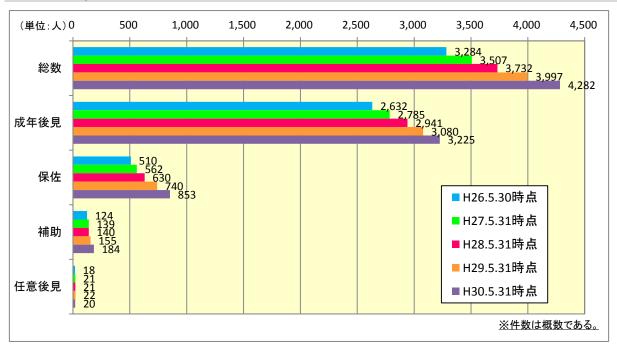




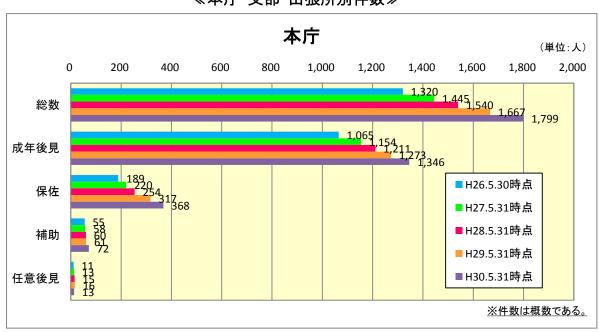


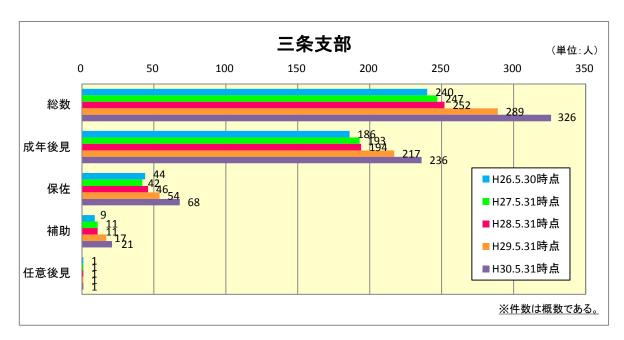
5 成年後見制度の利用者数の推移

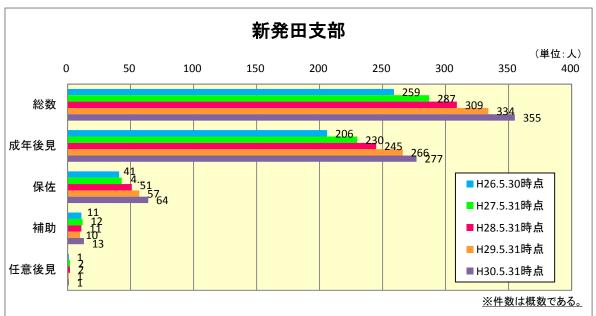
- ➤ 平成30年5月31日時点における成年後見制度(成年後見・保佐・補助・任意後見)の利用者数は合計で4,282人となり、前年と比べて285人増加している。
- ➤ 「成年後見」の利用者数は3,225人で前年と比べて145人増加、「保佐」の利用者数は853人で前年と比べて113人増加、「補助」の利用者数は184人で前年と比べて29人増加、「任意後見」の利用者数は20人で前年と比べて2人減少となっている。
- ➤ 平成30年5月31日時点の成年後見制度の利用者数を本庁・支部・出張所別にみると、本庁管内で1,799人(前年比132人増)と一番多く、次いで長岡支部管内で979人(前年比36人増)、高田支部管内で570人(前年比31人増)、新発田支部管内で355人(前年比21人増)、三条支部管内で326人(前年比37人増)、佐渡支部管内で175人(前年比8人増)、十日町出張所管内で78人(前年比20人増)となっており、本庁・支部・出張所の全てにおいて前年と比べて利用者は増えている。

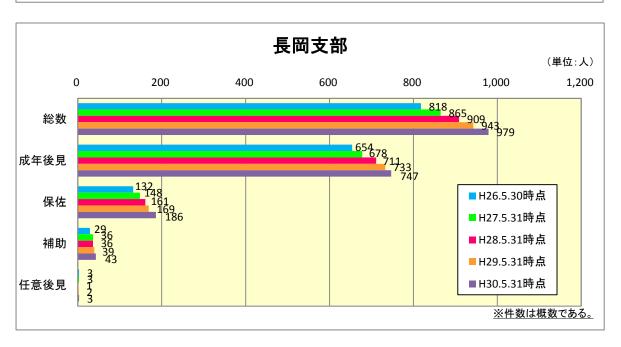


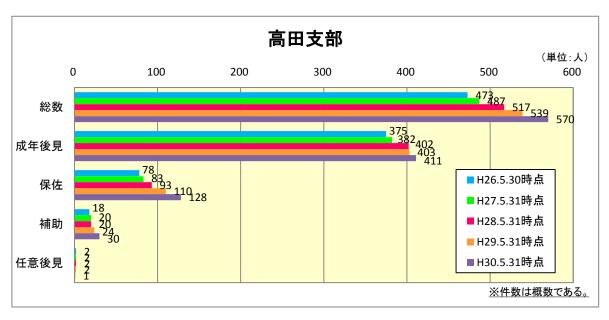
≪本庁·支部·出張所別件数≫

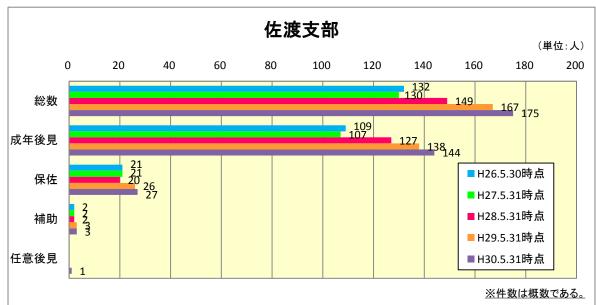


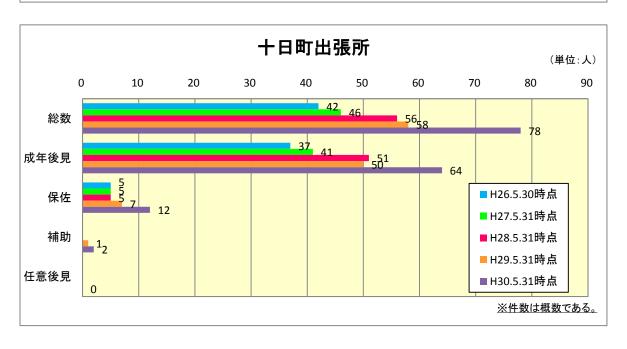












平成30年度 成年後見制度利用支援事業等に関する実態把握調査の結果

【調査の概要】

目的	新潟県内における成年後見制度利用支援事業等の実施状況の把握
対象	新潟県内の市町村行政(30市町村)
調査時期	平成30年5月16日から6月15日
調査時点	平成30年5月1日
調査方法	メールによる依頼及び回収
発送数	30
回収数	30

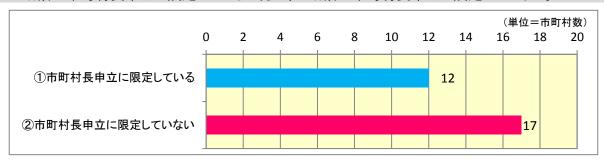
1 成年後見制度利用支援事業について

- (1)成年後見制度申立てに要する経費(登記手数料、鑑定費用等)の助成について
 - 問1 成年後見制度の申立てに要する経費の助成を実施していますか。該当する項目にチェック図を入れてください。
 - ▶ 県内29ヵ所において、高齢者及び障害者ともに対象として実施している。



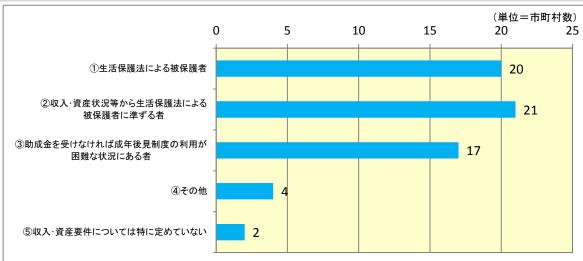
≪問1で、①・②・③のいずれかに回答した市町村へお聞きします≫

- 問2 助成対象者の申立要件について、該当する項目にチェック団を入れてください。
 - ▶ 12ヵ所が市町村長申立に限定している一方で、17ヵ所が市町村長申立に限定していない。



≪問1で、①・②・③のいずれかに回答した市町村へお聞きします≫

- 問3 助成対象者の収入・資産要件について、該当する項目全てにチェック図を入れてください。
 - ➤ 21ヵ所が「収入・資産状況等から生活保護法による被保護者に準ずる者」を対象、20ヵ所が「生活 保護法による被保護者」を対象、17ヵ所が「助成金を受けなければ成年後見制度の利用が困難な 状況にある者」を対象、4ヵ所が「その他」と回答、2ヵ所が「収入・資産要件については特に定めてい ない」と回答。

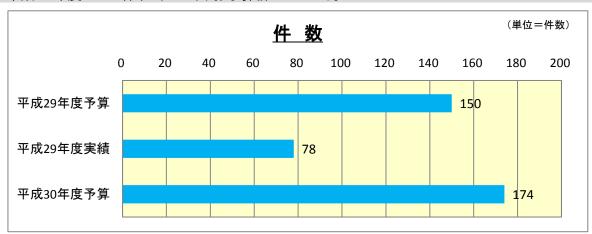


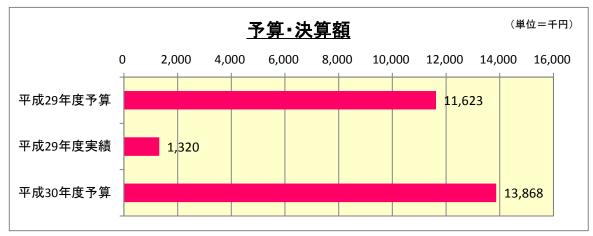
【「④その他」の内容】

- ・生活保護法の規定により保護を行っている人に準ずると市長が認める人/中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条の規定による支援給付を行っている人/上記に規定する成年被後見人等の配偶者又は4親等以内でない成年後見人等
- ・対象者または関係人が負担すべき特別な事情が認められない者
- ・要綱により定める。

≪問1で、①・②・③のいずれかに回答した市町村へお聞きします≫

- 問4 平成29及び30年度の予算額と平成29年度の実績をご記入ください。(高齢及び障害福祉担当課 両課の合算でお答えください。)
 - ▶ 県内全体として平成29年度は150件(11,623千円)予算計上し、78件(1,320千円)執行している。
 - ➤ 平成30年度は174件(13,868千円)予算計上している。





※ 平成30年度予算において、「申立てに要する経費助成」と「後見人等への報酬助成」を一括計上している市町 村が1か所あり、当報告書では便宜上、「申立てに要する経費助成」として計上している。

(2)後見人等への報酬の助成について

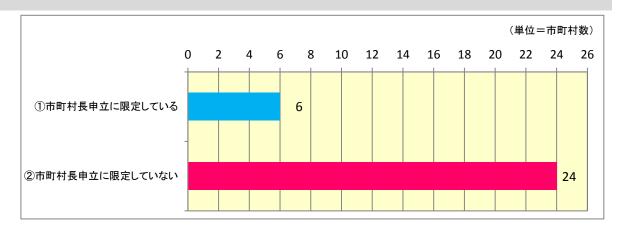
問5 成年後見人等への報酬助成を実施していますか。該当する項目にチェック図を入れてください。

▶ 県内全ての市町村において、高齢者及び障害者ともに対象として実施している。



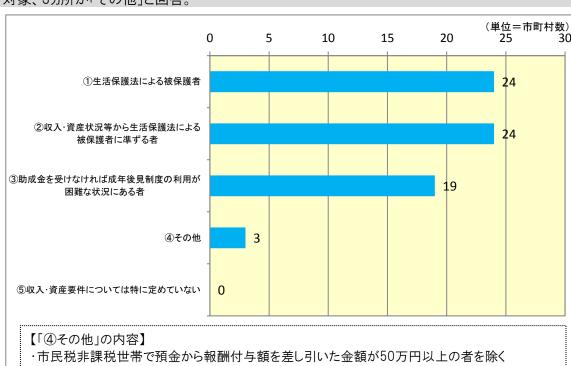
≪問5で、①・②・③のいずれかに回答した市町村へお聞きします≫

- 問6 助成対象者の申立要件について、該当する項目にチェック団を入れてください。
 - ➤ 6ヵ所が市町村長申立に限定している一方で、24ヵ所は市町村長申立に限定していない。



≪問5で、①・②・③のいずれかに回答した市町村へお聞きします≫

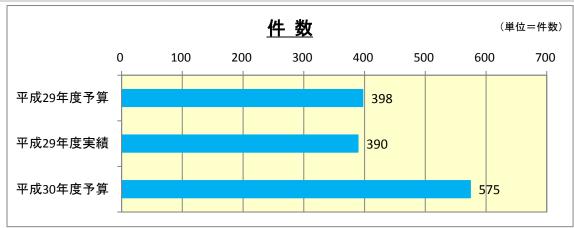
- 問7 助成対象者の収入・資産要件について、該当する項目全てにチェック団を入れてください。
 - ➤ 24ヵ所が「生活保護法による被保護者」、「収入・資産状況等から生活保護法による被保護者に準ずる者」を対象、19ヵ所が「助成金を受けなければ成年後見制度の利用が困難な状況にある者」を対象、3ヵ所が「その他」と回答。



・要綱により定める。

≪問5で、①・②・③のいずれかに回答した市町村へお聞きします≫

- 問8 平成29及び30年度の予算額と平成29年度の実績をご記入ください。(高齢及び障害福祉担当課 両課の合算でお答えください。)
 - ➤ 県内全体として平成29年度は398件(108,550千円)予算計上し、390件(89,521千円)執行している。
 - ➤ 平成30年度は575件(157,147千円)予算計上している。



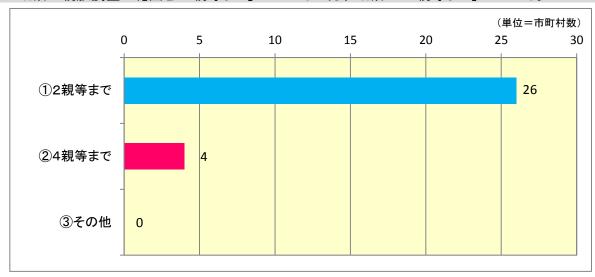


※ 平成30年度予算において、「申立てに要する経費助成」と「後見人等への報酬助成」を一括計上している市町 村が1か所あり、当報告書では便宜上、「申立てに要する経費助成」として計上している。

2 市町村長申立について

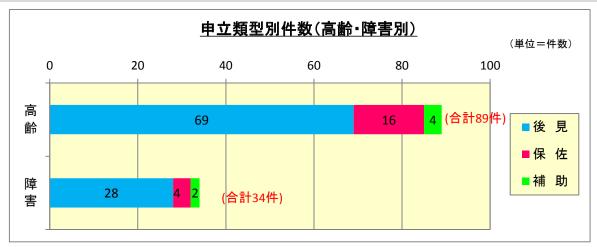
問9 市町村長申立にあたり、親族調査の範囲について該当する項目にチェック団を入れてください。

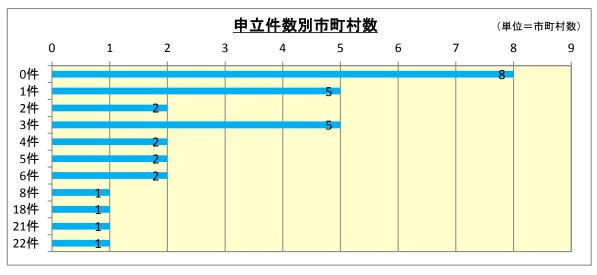
▶ 26ヵ所が親族調査の範囲を「2親等まで」としている一方、4ヵ所が「4親等まで」としている。



問10 平成29年度の市町村長申立件数(申立類型別)をご記入ください。

- ➤ 平成29年度の市町村長申立件数は県内合計123件となっている。うち、高齢福祉担当課で89件、障害福祉担当課で34件となっている。
- ▶ 申立類型別では、「後見」が97件、「保佐」が20件、「補助」が6件となっている。
- ▶ 申立件数別市町村数は、「22件」「21件」「18件」「8件」が1ヵ所、「6件」「5件」「4件」「2件」が2ヵ 所、「3件」「1件」が5ヵ所と続き、「0件」が8ヵ所となっている。

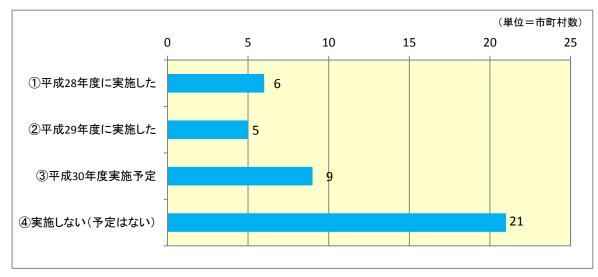




3 市民後見人について

問11 市民後見推進に関する事業を実施していますか。該当する項目にチェック団を入れてください。

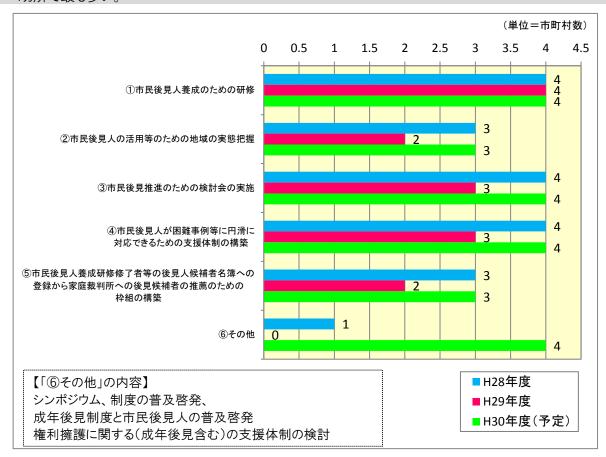
➤「平成28年度実施」が6ヵ所、「平成29年度実施」が5ヵ所、「平成30年度実施予定」が9ヵ所となっている。



≪問11で、①・②・③のいずれかに回答した市町村にお聞きします≫

問12 具体的な取組内容について、該当する項目全てに○を付してください。

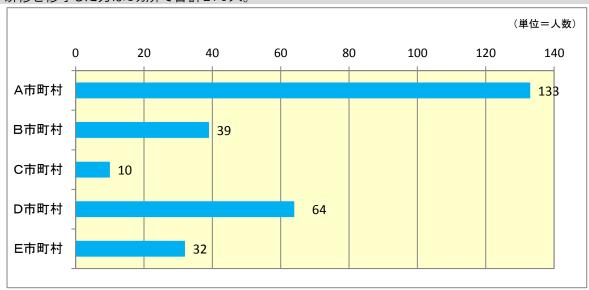
- → 平成28年度における取組内容として、「市民後見人養成のための研修」「市民後見推進のための 検討会の実施」「市民後見人が困難事例等に円滑に対応できるための支援体制の構築」が4ヵ所と 最も多い。
- ➤ 平成29年度における取組内容として、「市民後見人養成のための研修」が4ヵ所で最も多い。
- → 平成30年度取組予定の内容として、「市民後見人養成のための研修」「市民後見推進のための検討会の実施」「市民後見人が困難事例等に円滑に対応できるための支援体制の構築」「その他」が4ヵ所で最も多い。



≪これまでに市民後見人養成研修を開催したことのある市町村にお聞きします≫

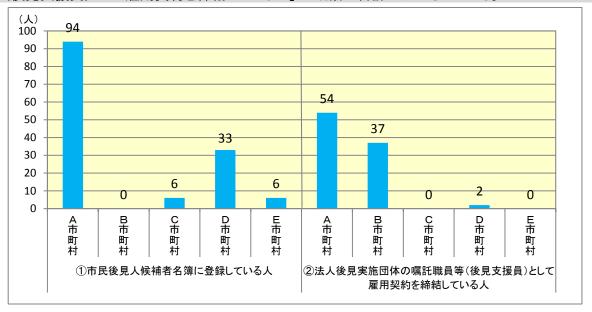
問13これまでに市民後見人養成研修を修了した方は何人いますか。

➤ これまでに市民後見人養成研修を開催したことのある市町村は5ヵ所。その中で市民後見人養成研修を修了した方は5ヵ所で合計278人。



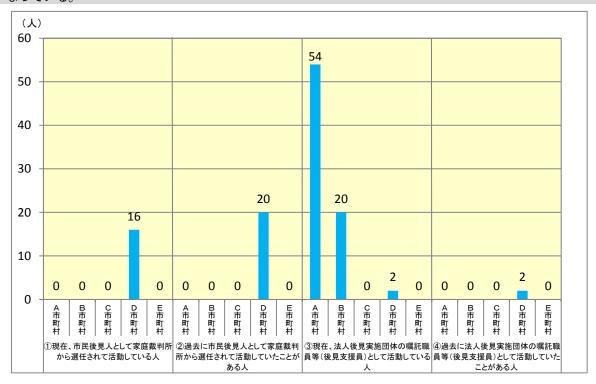
≪問13に回答した市町村にお聞きします≫

- 問14 上記問13で回答した人数のうち、既に活動できる状態にある人は何人いますか。下記の項目ごとに 人数をご記入ください。
 - ➤ 「市民後見人候補者名簿に登録している人」は4ヵ所で139人、「法人後見実施団体の嘱託職員等 (後見支援員)として雇用契約を締結している人」は3ヵ所で合計93人となっている。



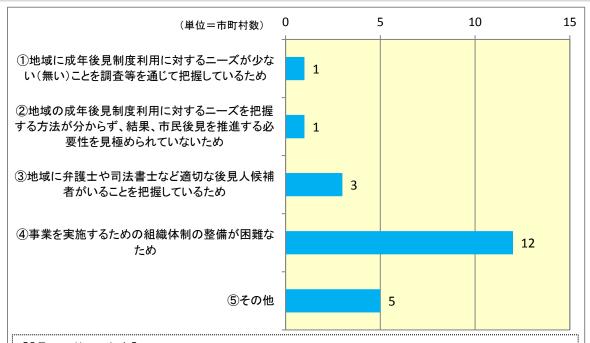
≪問14に回答した市町村にお聞きします≫

- 問15 上記14で回答した人数のうち、現に活動している方、及び過去に活動していた方は何人いますか。 下記の項目ごとに人数をご記入ください。
 - ➤ 「現在、市民後見人として家庭裁判所から選任されて活動している人」は1ヵ所で16人、「現在、法人後見実施団体の嘱託職員等(法人後見支援員)として活動している人」は3ヵ所で合計76人となっている。



≪問11で、④に回答した市町村にお聞きします≫

- 問16 市民後見推進に関する事業を実施していない理由はなんですか。 最も大きな理由1つにチェック図 を入れてください。
 - ➤「事業を実施するための組織体制の整備が困難なため」が12ヵ所と一番多く、次いで「その他」が5ヵ所、「地域に弁護士や司法書士など適切な後見人候補者がいることを把握しているため」が3ヵ所、「地域の成年後見制度利用に対するニーズを把握する方法が分からず、結果、市民後見を推進する必要性を見極められていないため」「地域に成年後見制度利用に対するニーズが少ない(無い)ことを調査等を通じて把握しているため」が1ヵ所となっている。

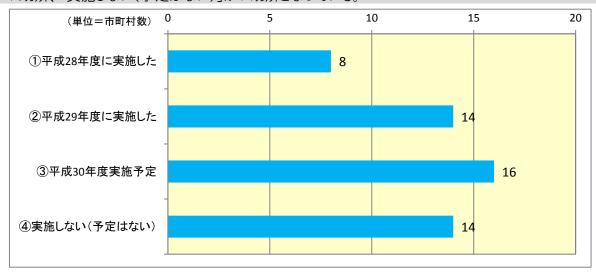


【「⑤その他」の内容】

- ・現在、実施する体制が整っていない。ただし、平成31年度以降に市民後見人養成の実施は検討。
- 検討中
- ·平成29年度に法人後見を実施した社協との連携体制の調整を優先するため。
- ・社会福祉協議会が法人後見を開始するため、受任件数等の状況を見極めてから検討したい。
- ・法人後見の推進に取り組んでいた。

4 法人後見について

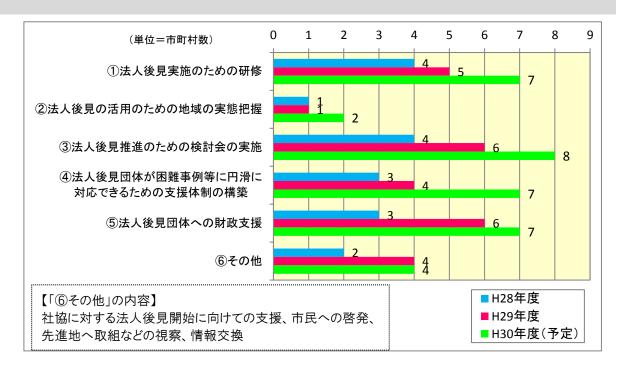
- 問17 地域生活支援事業「成年後見制度法人後見支援事業」の実施状況について、該当する項目に チェック図を入れてください。
 - ➤「平成28年度に実施」が8ヵ所、「平成29年度に実施」が14ヵ所、「平成30年度に実施予定」が 16ヵ所、「実施しない(予定はない)」が14ヵ所となっている。



≪問17で、①・②・③のいずれかに回答した市町村にお聞きします≫

問18 具体的な取組内容について、該当する項目全てに○を付してください。

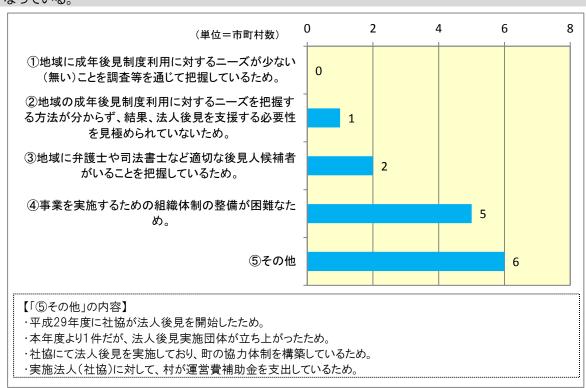
- ➤ 平成28年度における取組内容として、「法人後見実施のための研修」「法人後見推進のための検 討会の実施」が4ヵ所と最も多い。
- ➤ 平成29年度における取組内容として、「法人後見推進のための検討会の実施」、「法人後見団体への財政支援」が6ヵ所で最も多い。
- ➤ 平成30年度取組予定の内容として「法人後見推進のための検討会の実施」が8ヵ所と最も多い。



≪問18で、4に回答した市町村にお聞きします≫

問19 地域生活支援事業「成年後見制度法人後見支援事業」を実施していない理由はなんですか。最も 大きな理由1つにチェック図を入れてください。

▶「その他」が6ヵ所で最も多く、次いで「事業を実施するための組織体制の整備が困難なため」が5ヵ所、「地域に弁護士や司法書士など適切な後見人候補者がいることを把握しているため」が2ヵ所となっている。



5 その他

問20 成年後見制度推進上の課題や問題点等について、ご自由にお書きください。

- ▶ 成年後見制度利用促進基本計画に基づく、市町村計画の策定等が課題である。現在は、他市町村の動向など、情報収集している段階であるが、これから策定に向けた検討を進めていく必要がある。
- ➤ 高齢障害分野の支援関係者で構成するネットワーク会議を立ち上げ、成年後見制度の利用等について検討している。障害者地域生活支援事業「成年後見制度法人後見支援事業」については、平成31年度に実施するよう「市障がい福祉計画」で計画しているが、どのような取組が効果的か課題として検討していく。
- ▶ 成年後見制度利用支援事業の利用者は増加していますが、後見類型での申立が多くなっており、 社会生活上の大きな支障が生じない限り制度の利用に至らないと考えられる。早期の段階から制度を利用することで、能力に合った支援を受けながら自分らしい生活を維持することができるよう、制度や相談窓口の啓発、制度の利用を必要とする人を早期に発見する体制が必要。相談支援事業所や地域包括支援センターと連携しながら相談に対応し、速やかに制度利用に繋がるよう支援体制を整えていくことも重要。認知症高齢者の増加や世帯構造の変化に伴い、今後も成年後見制度の必要性は高まっていくと考えられるため平成29年4月から設立された社会福祉協議会の法人後見の動向を踏まえ、地域の受け皿について検討を行っていくことも重要。
- ▶ 独居高齢者や身寄りがいない高齢者の施設入所の際の身元引受人等の問題。わかりやすい制度 説明。

➤ <法人後見>

- ・一般市民ではなく、制度につなげる支援者が制度に対する理解を深めなければ、制度の推進は難 しいと思う。
- ・法人後見という受け皿の整備だけでなく、「相談~申し立て」までの支援の充実が必要。 <市民後見>
- ・対象者が県外からの転入者が多いことが見込まれ、本人の素性がわからないまま対応することになるので、法人後見の動向を見ながら考えていきたい。

平成30年度 社協における法人後見事業等に関する実態把握調査の結果

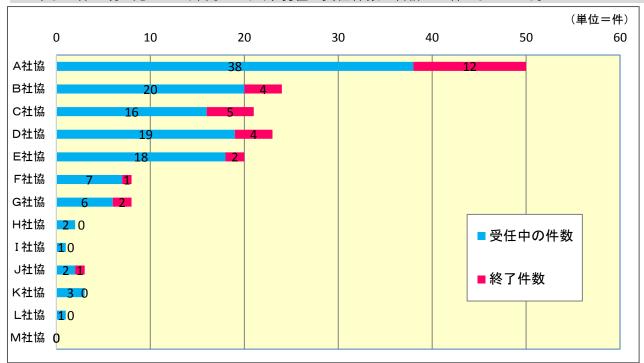
【調査概要】

目的	新潟県内の市町村社会福祉協議会における法人後見事業等への取り組み状況の 把握						
対 象	新潟県内の市町村社会福祉協議会(30社協)						
調査時期	平成30年5月16日から6月15日						
調査時点	平成30年5月1日						
調査方法	郵送による依頼及びファクス等による回収						
—————————————————————————————————————	30						
回収数	30						

[※] 本調査結果に用いたグラフにおいて示した百分率(%)は少数第一位を四捨五入しているため、合計が 100とならないこともある。

1 法人後見事業実施社協の状況(対象=13社協)

- (1)法人後見事業における受任状況について
- ①受任件数について
 - ▶ 県内で法人後見事業を実施している13社協で、これまでに合計164件を受任している。
 - ▶ うち31件は既に死亡により終了しており、現在の受任件数は合計133件となっている。



②受任件数の推移について

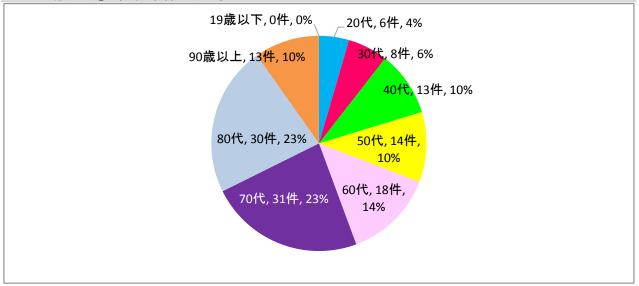
➤ 平成30年5月1日時点において、13社協で合計133件(前年109件)を受任しており、前年同期比で 24件増加している。



≪ 以下、現在受任中の「133件」の状況について ≫

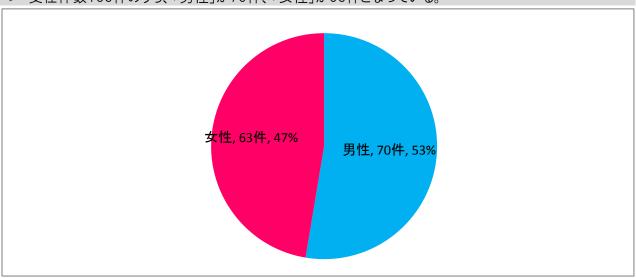
③年齢について

- ➤ 受任件数133件のうち、「70代」が31件と最も多く、次いで「80代」が30件、「60代」が18件と続いてい。 る。 ▶「19歳以下」の受任案件は無い。



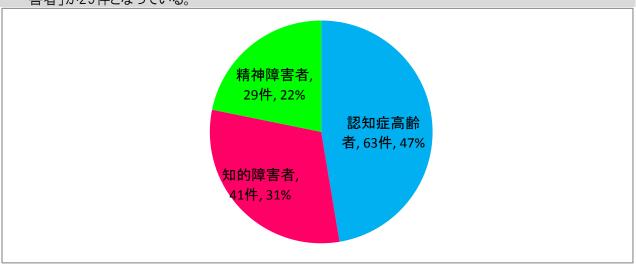
④性別について

➤ 受任件数133件のうち、「男性」が70件、「女性」が63件となっている。



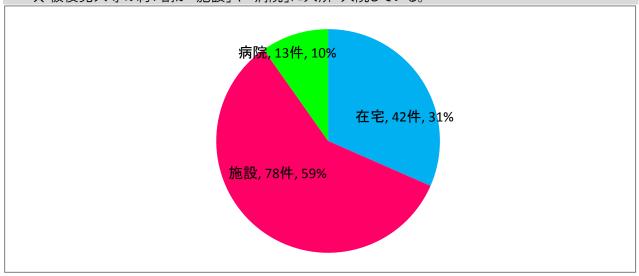
⑤障害等区分について

▶ 受任件数133件のうち、「認知症高齢者」が63件と一番多く、次いで「知的障害者」が41件、「精神障 害者」が29件となっている。



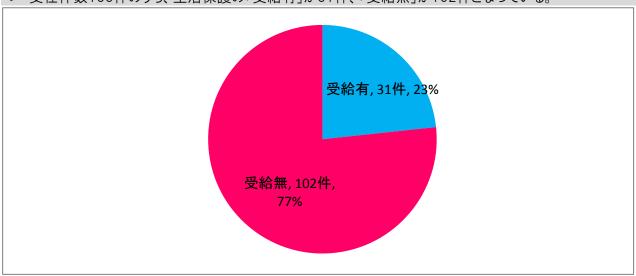
⑥居所について

➤ 受任件数133件のうち、「施設」が78件と一番多く、次いで「在宅」が42件、「病院」が13件となっており、被後見人等の約7割が「施設」や「病院」に入所・入院している。



⑦生活保護の受給状況について

▶ 受任件数133件のうち、生活保護の「受給有」が31件、「受給無」が102件となっている。



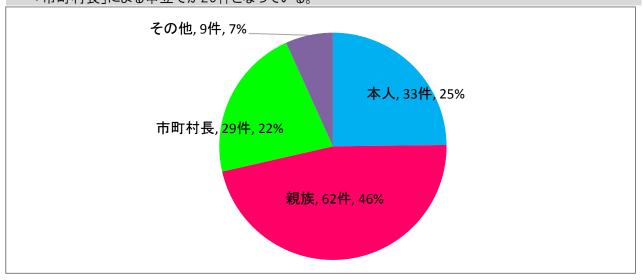
8類型について

➤ 受任件数133件のうち、「後見」類型が88件と一番多く、次いで「保佐」類型が39件、「補助類型」が6件となっている。



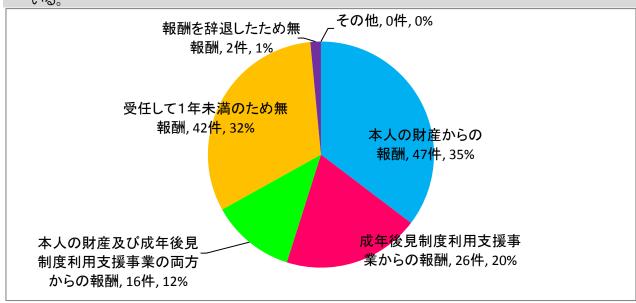
⑨申立人について

➤ 受任件数133件のうち、「親族」による申立てが62件と一番多く、次いで「本人」による申立てが33件、 「市町村長」による申立てが29件となっている。



⑩後見等報酬について

➤ 受任件数133件のうち、「受任して1年未満のため無報酬」(42件)を除くと、「本人の財産からの報酬」が47件と一番多く、次いで、「成年後見制度利用支援事業からの報酬」が26件、「本人の財産及び成年後見制度利用支援事業の両方からの報酬」が16件、「報酬を辞退したため無報酬」が2件となっている。



(2)法人後見事業以外の成年後見制度関連事業の実施状況について

- ➤ 13社協のうち、「普及啓発事業」を実施している社協が11社協、「相談支援事業」を実施している社協が10社協、「申立支援事業」を実施している社協が7社協、「市民後見人養成事業」を実施している社協が3社協となっている。
- ▶ 「その他」の内容として、「市民参加型(支援員型)法人後見事業」等となっている。

		啓発	事業	相談	支援	事業	申立	支援	事業	市	民後見 成事	見人 業		その他	1
	委託	補助	自主	委託	補助	自主	委託	補助	自主	委託	補助	自主	委託	補助	自主
A社協	•			•			•			•				•	
B社協	•			•			•			•					
C社協	•			•			•								
D社協			•			•									
E社協	•									•			•		
F社協	•					•			•						
G社協						•									
H社協	•			•			•								
l 社協	•														
J社協															
K社協			•			•									
L社協		•			•			•							
M社協	•			•			•								

(3)法人後見事業等に係る職員体制について(単位:人)

➤ 13社協のうち、「正規の専従」職員を配置している社協が3社協、「正規の兼務」職員を配置している 社協が12社協、「非正規常勤の専従」職員を配置している社協が2社協、「非正規常勤の兼務」職員 を配置している社協が2社協、「非正規非常勤の専従」職員を配置している社協が2社協となってい る。

	正	規	非正規	見常勤	非正規非常勤			
	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務		
A社協	1		3		94			
B社協		6		1				
C社協		3	1					
D社協		13						
E社協	3	1			2			
F社協		5						
G社協		2						
H社協	1	2						
l 社協		2						
J社協		2						
K社協		2						
L社協		3		1				
M社協		3						

(4)法人後見事業等に係る財源別予算額について(単位:千円)

▶ 13社協のうち、「行政からの委託金」が投入されている社協が8社協、「行政からの補助金」が投入されている社協が4社協、「自主財源」を投入している社協が5社協、「後見報酬」を見込んでいる社協が9社協となっている。

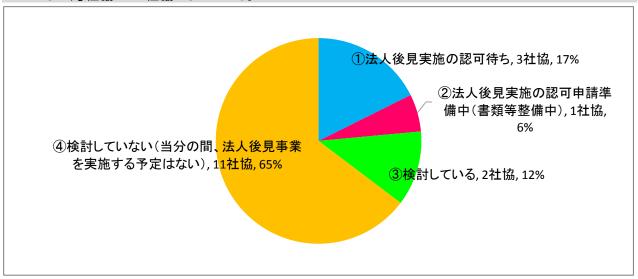
	行政からの 委託金	行政からの 補助金	自主財源	後見報酬 (見込み)	その他
A社協	4,245	6,497		9,880	
B社協	1,110			4,000	
C社協	7,400		1,486	3,000	
D社協		4,486	1,252	3,952	
E社協	21,201			4,688	
F社協	900			1,512	3
G社協			203	1,200	
H社協	6,236				
l 社協	312			216	
J社協		2,550	40	48	
K社協			1,152		
L社協		25,000			1,310
M社協	250				

(5)成年後見制度推進上の課題や問題点等について(自由記述)

- ➤ ①センター事業は、法人後見事業と一体的に運用している。法人後見事業における受任ケースの増加に伴い、ケースの困難度が高いケースも増加傾向にある。成年後見制度に特化した相談機関として6年目を迎えるが、新規相談件数の増加と継続対応を要するケースが増加している。そのためカンファレンス出席及び関係者との同行訪問回数が増加している。対応実績を評価した上で配置職員及び予算を検討する必要がある。
 - ②当市では、個人受任する市民後見人は未だに選任されていない。今後の市民後見人養成研修の実施方針など、市の成年後見制度利用促進基本計画の策定が待たれる。
 - ③市民参加型(支援員型)法人後見事業で対応が困難なケースがある。知的或いは精神障がいによる専門的知識を有した職員を配置した法人受任機関設立を他社会福祉法人等に提案しているが、設立の目処は立っていない。
- ➤ 自治体(市)との連携・協議
- ▶ 障害分野における相談・申立支援の受け皿が現実的になく、支援者が大変な思いをしている。
- ▶ 中核機関設置に向けて検討がされはじめたが、具体的なイメージが共有されていない。
- ➤ 法人後見に期待する声を多く聞くが、社協以外で立ち上げる法人がまだない。
- → 報酬がかかるため、申立てに至らないケースがある。
- ▶ 成年後見制度の周知がまだまだ進んでいない。
- ▶ 報酬助成の拡充が図られたが、候補者の選定についてスムースな決定までの仕組み作りが必要と思われる。
- 成年後見制度推進のためには、後見人等の受け皿体制整備だけでは全く充分でなく、普及啓発・相 談申立支援も同時に進めていく必要があると感じている。
- 本年度、ようやく登記詔書が届き、活動を始めたばかりです。入院入所の身元保証・引受人、手術の 同意など、他機関がどの程度制度に理解をいただいているか不安を感じます。
- ▶ 様々な課題を抱える方の長期に渡る支援に備えて、継続的な専門性の高い人材の確保が必要。関係機関との協力体制の整備が必要不可欠である。
- → 今年度から法人後見事業を開始しまして、まだ受任はなく、具体的な課題や問題点はありませんが、 今後受任後の対応について県社協から助言をいただくことがあると思われる。

2 法人後見事業について検討・未実施社協の状況(対象=17社協)

- 問1. 法人後見事業の実施に向けて、検討していますか。該当する項目にチェック図してください。
 - ➤ 法人後見事業について、「法人後見実施の認可待ち」が3社協、「法人後見実施の申請準備中」社協 が1社協、「検討している」社協が2社協、「検討していない(当分の間、法人後見事業を実施する予定 はない)」社協が11社協となっている。



≪問1で①に回答した社協へお聞きします。≫

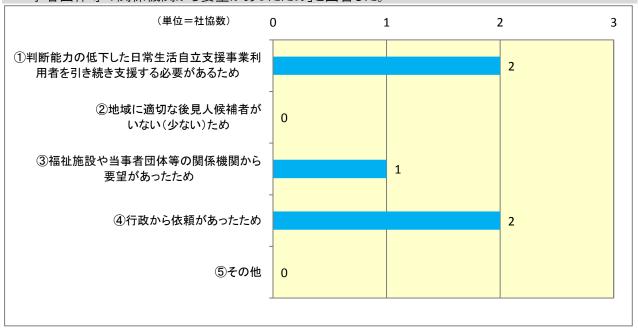
問2. いつ頃を目途に法人後見事業を実施する予定ですか。該当する項目にチェック団してください。

➤ 法人後見事業を検討している2社協のうち、検討時期「未定」と回答した社協が2社協となっている。

≪問1で③に回答した社協へお聞きします。≫

問3. 法人後見事業の実施に向けて検討を始めた理由は何ですか。該当する項目全てにチェック団してください。

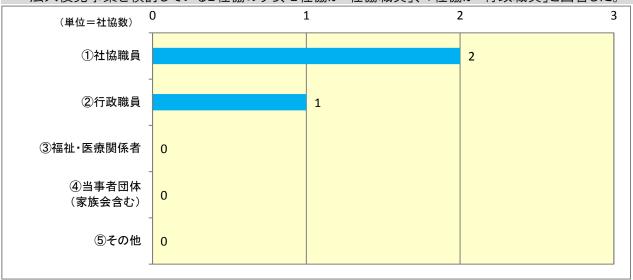
➤ 法人後見事業を検討している2社協のうち、2社協が「判断能力の低下した日常生活自立支援事業利用者を引き続き支援する必要があるため」「行政から依頼があったため」、1社協が「福祉施設や当事者団体等の関係機関から要望があったため」と回答した。



≪問1で③に回答した社協へお聞きします。≫

問4. 検討しているメンバーは誰ですか。該当する項目全てにチェック回してください。

▶ 法人後見事業を検討している2社協のうち、2社協が「社協職員」、1社協が「行政職員」と回答した。



≪問1で③に回答した社協へお聞きします。≫

問5. 法人後見事業実施に向けて、課題となっていることは何ですか。該当する項目全てにチェック図してください。

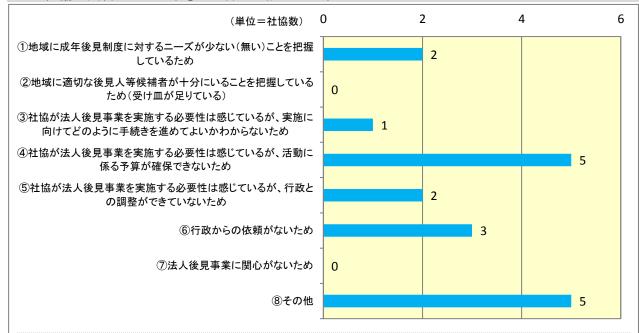
➤ 法人後見事業を検討している2社協のうち、2社協が「財源の確保」、「行政との連携」、「弁護士等専門家から指導・助言を受ける機会の確保」と回答した。



≪問1で4に回答した社協へお聞きします。≫

問6. 実施しない理由は何ですか。該当する項目全てにチェック図してください。

- ➤ 法人後見事業を検討していない11社協のうち、5社協が「社協が法人後見事業を実施する必要性は 感じているが、活動にかかる予算が確保できないため」、3社協が「行政からの依頼がないため」、2社 協が「地域に成年後見制度に対するニーズが少ない(無い)ことを把握している」「社協が法人後見を 実施する必要性は感じているが、行政との調整ができていないため」と回答した。
- ▶ 5社協が回答した「その他」の内容は下記のとおり。



【「⑧その他」の内容】

- ・実施に向けて体制が整っていない。
- ・検討が必要なため
- ・社協として法人後見を行うメリットが不明
- ・法人後見を実施する必要性は感じているが、体制づくりが整っていないため実施しない
- ・現状の業務体制上、困難

≪問1で4に回答した社協へお聞きします。≫

問7. 当面の取組方針について、該当する項目全てにチェック団してください。

- ➤ 法人後見事業を検討していない11社協のうち、7社協が「研修会等に参加して情報を集めたい」、6社協が「他の市町村社協の動向を注視したい」、4社協が「地域における成年後見制度の活用に対するニーズを把握したい」と回答した。
- ➤ また、「現在のところ特別な取組み予定はない」と回答した社協も4社協あった。



問8. 成年後見制度推進上の課題や問題点等について、ご自由にお書きください。

- → 行政の成年後見推進に対する方向性がまだ定まっていない。担当課が決まっていないので、早めに 決めてもらいたい。
- ▶ 地域における成年後見制度や権利擁護に関する情報の浸透が薄く感じる。制度を推進する上で行政 や関係団体との協力体制や役割分担など繋がりづくりも今後の課題と思える。
- ➤ ・日常生活自立支援事業を29年度から県社協より受託し二年目を迎えている。今後は利用件数の増加に向けて広報紙等による周知にも努めたい。
 - ・法人後見制度については、当会(職員間)でもその必要性を感じている。現在の日常生活自立支援事業利用者の高齢化に伴う状況を推察しても、それは明らかである(問3・4)。
 - ・ただし、その導入については日常生活自立支援事業を充実させながら、並行して今後検討していきたい。
 - ・この地域におけるニーズ件数の予測や規模を含めての法人後見事業を実施する上での体制整備、必要となる経費等についてまず社協として把握する必要がある(問5)。
 - ・今後市(行政側)においてどのような方針・体制でどのような取組をしていくのかを知りたい。

